

# 夕張市庁舎建設基本構想

令和5年11月

夕張市



# — 目 次 —

はじめに .....	1
<b>第1章 現庁舎の現状と課題.....</b>	<b>3</b>
1-1 現庁舎の現状と課題.....	3
1-2 庁舎整備の必要性.....	6
1-3 耐震化への対応.....	7
<b>第2章 新庁舎建設に向けた基本的な考え方.....</b>	<b>8</b>
2-1 関連計画との整合性.....	8
2-2 新庁舎に求められる役割.....	12
2-3 新庁舎建設の基本方針.....	13
2-4 新庁舎に求められる機能.....	15
<b>第3章 新庁舎の規模と整備地区.....</b>	<b>19</b>
3-1 新庁舎の規模.....	19
3-2 新庁舎の整備地区.....	21
<b>第4章 新庁舎建設の事業計画.....</b>	<b>26</b>
4-1 事業手法 .....	26
4-2 概算事業費 .....	27
4-3 事業スケジュール.....	27



## はじめに

夕張市役所の現庁舎は、昭和53年に竣工して以来45年が経過しています。これまで大規模な改修や計画的な保全を行わず、必要となった修繕工事のみを実施するなど緊急的な修繕を重ねながら庁舎の維持管理に努めてきましたが、築40年を超える現庁舎は施設や設備の老朽化が著しい状況にあります。

加えて、平成25年度に行った耐震診断では、必要とされる耐震性能が著しく不足しており、震度6強以上の大規模な地震の発生により倒壊・崩壊の危険性が高いと診断されました。

また、時代の変化とともに庁舎に求められる機能も変化していますが、現庁舎は、利用者の利便性向上や高度情報化などへの対応が不十分であり、行政サービスを提供する場として十分な機能を果たしているとは言い難い状況にあります。

財政再生団体である本市にあっては、老朽化や耐震性能不足といった課題を抱える庁舎について、整備の必要性は認識していたものの、限られた財源の中、市民生活に資するものを最優先にしてきたところです。

しかしながら、平成28年4月に発生した熊本地震において九州各地で家屋の倒壊や土砂崩れが発生、災害対策本部となる自治体庁舎も甚大な被害に見舞われたことを目の当たりにし、耐震性能に劣る庁舎に勤務する職員の生命の危険、庁舎倒壊により災害対策本部としての機能不全に陥る危険性を改めて認識しました。また平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震では、本庁舎においても地震被害や設備の不具合が生じ、災害時における災害対策本部としての役割を果たすことへの大きな不安材料となっています。市民の生命と財産を守るうえで庁舎整備をこれ以上先送りにすることはできません。

本市ではこれまで、現庁舎の現状や課題を整理するとともに、庁舎整備に向けた内部検討を重ねてきたところですが、これまでの検討結果を踏まえ、このたび、新庁舎建設に関する市の基本的な方針をまとめた「夕張市庁舎建設基本構想」を策定しました。

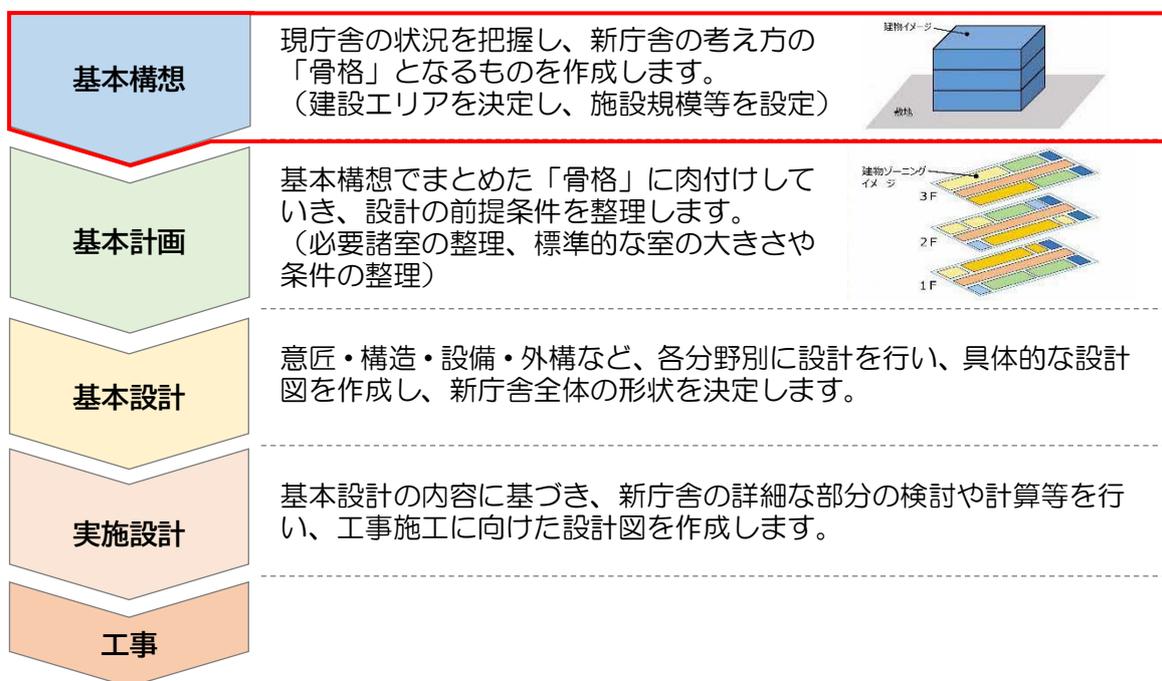
市庁舎は、防災意識や環境意識の高まり、急速な高齢化の進展や高度情報化など、時代の移り変わりとともに求められる機能が変化しており、「災害に強いこと」「利用しやすいこと」「環境に優しいこと」「機能的であること」など、多様化する行政需要に対応できる庁舎である必要があります。

今回、「夕張市庁舎建設基本構想」をとりまとめましたが、新庁舎建設の検討にあたっては、様々な形で市民のみなさまにご参加いただきながら進めてまいります。

本市では今後、市内部・外部の検討組織での議論の結果や、寄せられたご意見等を踏まえ、新庁舎建設の具体的な整備方針となる「基本計画」の策定に着手してまいります。

## <基本構想の位置づけ>

本基本構想では、本庁舎の現状と課題を整理し、新庁舎建設に向けた基本的な考え方、新庁舎の規模や整備地区の想定、事業計画など、新庁舎の考え方の「骨格」となるものを作成します。



## <庁舎整備の検討経過>

本基本構想の検討にあたっては、学識経験者、地域代表、分野代表等で構成する「夕張市庁舎整備検討委員会」を設置し、庁舎整備に関する基本的な計画の策定に関して、幅広い見地から協議・検討を行いました。

年 月	検討等の流れ
令和4年 6月	第1回 夕張市庁舎整備検討委員会
9月	第2回 夕張市庁舎整備検討委員会
10月	第3回 夕張市庁舎整備検討委員会
令和5年 3月	第4回 夕張市庁舎整備検討委員会
8月	パブリックコメント



# 第1章 現庁舎の現状と課題

## 1-1 現庁舎の現状と課題

庁舎整備を検討するにあたり、現庁舎の現状や抱える課題を整理します。

### ○現庁舎の概要

建物名称	夕張市役所庁舎
所在地	夕張市本町4丁目2番地
設計	昭和51年
竣工	昭和53年
建物規模	地上6階地下1階
延床面積	7,204.23㎡
構造	地下1階～地上2階 SRC造（鉄骨鉄筋コンクリート） 地上3階～地上6階 RC造（鉄筋コンクリート）



## (1) 老朽化の状況

現庁舎は、すでに築45年が経過しており、老朽化に伴う施設や設備の劣化が著しい状況です。近年においては、腐食により落下の危険性の指摘を受けた6階ホール出窓の改修や外壁タイルの補修（令和元年度）、雨漏りによる5階天井の修繕や漏水による配管修繕（令和2年度）など、老朽化に伴う修繕を実施しています。このように、これまでは必要となった修繕のみを実施するなど応急的に対応してきましたが、庁舎を維持・管理するための経費の増加が庁舎管理上大きな課題となっています。

また、非常用発電設備や防火設備など防災関連の設備については、定期点検によって動作確認は行っていますが、老朽化・経年劣化が進んでおり、更新時期を迎えている状況にあります。

### ○修繕等履歴（主なもの）

修繕年度	修繕内容
平成20年度	ボイラー油漏れ修繕
平成21年度	屋上防水等改修工事、エレベーター改修工事
平成22年度	重油タンク通気管改修工事、給水管漏水修繕
平成23年度	外壁タイル補修、湧水用排水ポンプ取替
平成24年度	消火ポンプモーター絶縁不良修繕、給水ポンプ修繕
平成25年度	外壁タイル補修、サーバ室空調設備更新
平成26年度	電話交換機バッテリー取替、トイレ排水管修繕
平成27年度	暖房機内部コイル修繕、湧水ポンプレベルスイッチ修繕
平成28年度	重油配管取替、受電用高圧引込開閉器等改修工事
平成29年度	ハロゲン化物消火設備ハロンボンベガス更新
平成30年度	ボイラー室膨張管修繕、直流電源装盤配線用遮断器改修工事
令和元年度	6階ホール出窓改修工事、防油堤内油配管更新
令和2年度	5階天井雨漏り修繕、地下天井内膨張管敷設替工事



窓ガラス落下の恐れがあった出窓と、腐食した窓枠



漏水により変色した壁と、数十か所にしみ漏れが見つかった配管

## (2) 耐震性の状況

現庁舎は、建築基準法の改正が行われた昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準で建てられており、現行の建築基準法で必要とされる耐震性能を有しているかを調査するために平成25年度に行った耐震診断では、耐震性能を示す構造耐震指標（Is 値）が、市庁舎に必要な構造耐震判定指標（Iso 値）0.675を大きく下回る0.22等とされ、耐震性能が著しく不足していることが判明しました。この結果は、震度6強以上の大規模地震に対する安全性の評価において、倒壊・崩壊の危険性が高いとされています。

本市で震度4を観測した北海道胆振東部地震では、現庁舎において議事堂や執務室の天井の一部が崩落するなどの被害が発生しました。

### ○平成25年度耐震診断結果

階	構造耐震指標（Is 値）		構造耐震判定指標 （Iso 値）
	X方向（南北方向）	Y方向（東西方向）	
6階	0.36	0.77	0.675
5階	0.22	0.69	
4階	0.26	0.53	
3階	0.25	0.42	
2階	0.46	0.56	
1階	0.30	0.51	
地階	0.61	0.80	

（※着色部：Is 値 < Iso 値）

- 「Is 値」とは建物の耐震性能を示す指標で、Is 値が大きければ大きいほど耐震性が高いとされている。
- 「Iso 値」とは地域や地盤、建造物の用途ごとに目標となる耐震性能を示す指標で、市庁舎は災害時に防災拠点となる施設であることから、高い耐震性能を確保することが必要となる。



### (3) 防災拠点機能の状況

市庁舎は、災害時には防災拠点（災害対策本部）としての機能を果たすことが求められますが、現庁舎は大規模地震発生時には耐震性能不足により倒壊・崩壊の危険性が高く、また、ボイラー室や電気室が低階層にあるため、土砂災害発生時（現庁舎は土砂災害警戒区域内）には土砂流入による暖房や電源等喪失のおそれがあるなど、防災拠点としての機能が果たせなくなるおそれがあります。

### (4) 利用者の利便性等の状況

現庁舎は、高齢者、障がい者、車いすを使用する方など、来庁するすべての方が利用しやすいバリアフリー<sup>\*1</sup>化やユニバーサルデザイン<sup>\*2</sup>の導入が課題ですが、庁舎の構造上の制約により対応が困難な状況となっています。また、窓口カウンターが執務場所と近い、相談室が少ないなど利用者のプライバシーへの配慮が十分ではなく、市民サービスの提供空間としての機能向上が課題となっています。

### (5) 高度情報化への対応状況

現庁舎は、増加するコンピュータ機器を繋ぐ配線や電源設備などに対応できる構造となっておらず、たこ足配線や配線が露出しており、情報通信技術の進展に伴う行政情報のデジタル化、ネットワーク化への対応が不足しています。

### (6) 環境への配慮状況

現庁舎は、暖房設備や空調設備、電気設備が旧式であることに加え、窓枠の劣化等により断熱性、気密性が低く、非効率で環境負荷が大きくなっています。エネルギー効率の悪い現庁舎では、環境負荷の低減に配慮した、省エネルギー、省資源化などの対策が困難な状況となっています。

## 1-2 庁舎整備の必要性

---

市庁舎は、市民の生活や安全に直結する必要不可欠な機能を有しますが、現庁舎は施設や設備の老朽化が進み、安全性・利便性など多くの点で機能が低下しています。

特に、耐震性能不足により大規模地震に対して倒壊する危険性が高いとされたことは、市民をはじめ不特定多数の利用者やそこで働く職員の生命の危険、庁舎が機能不全に陥るおそれがあり、市民の生命と財産を守る拠点としての役割を果たすことへの大きな不安材料となっています。

現庁舎は様々な課題を抱えており、庁舎整備に着手しなければならない状況にあると言えます。

---

\*1 【バリアフリー】バリアフリーの「バリア」とは、英語で障壁（かべ）という意味で、人々の移動時に障壁となっているバリアをなくす（フリーにする）こと。

\*2 【ユニバーサルデザイン】年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、始めからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境をデザインすること。

## 1-3 耐震化への対応

---

庁舎整備にあたってまず考慮しなければならないのは、利用者や職員の生命にかかわる耐震化の課題です。庁舎の耐震化を図るための手法として、現庁舎を耐震改修し継続利用する方法と耐震基準を満たす建物に建て替える方法について検討しました。

### ① 耐震改修（耐震改修を含む大規模改修）

耐震改修は庁舎の耐震性を向上させることが目的であり、そのことによって庁舎の機能や寿命が向上することはありません。したがって、現庁舎を耐震改修し継続利用する場合、耐震改修工事に加え、老朽化した給排水設備や暖房設備、電気設備等の更新など大規模な改修工事を併せて実施する必要があります。このほか、耐震改修は現庁舎を使用しながら工事を行うことが困難なことから、仮庁舎の設置や執務室の移転など、追加費用が必要となります。

また、庁舎機能については、耐震改修では建物の基本的な構造を変更することは困難であり、災害対策や利用者の利便性向上、高度情報化やバリアフリー化への対応には構造上の制約が生じます。加えて耐震性能向上のため庁舎内に多くの耐震壁を設置することから、庁舎内が細分化され、利便性の低下や執務環境の悪化が懸念されます。

### ② 建替え

建替えを実施した場合、防災拠点機能の強化、高度情報化、バリアフリー化などの現庁舎が抱える課題に対応することが可能となり、利用者の安全性や利便性の向上を図ることができます。また、最新設備が導入されることで環境への配慮が可能となるほか、維持管理が容易となり、管理コストを削減しつつ長期間使用することが可能となります。

どちらの手法も耐震化への対応を図ることはできますが、「耐震改修を含む大規模改修」では、建物の構造体が変わらないため耐用年数の延伸は見込めないほか、災害対策や利用者の利便性向上、高度情報化やバリアフリー化への対応などといった、現庁舎が抱える課題の根本的解決には至りません。

庁舎に求められる機能を備え、今後さらに多様化する行政需要に対応するためには、庁舎の耐震化を図るための手法は「建替え」が望ましいと言えます。

方針：整備手法は『建替え』

## 第2章 新庁舎建設に向けた基本的な考え方

### 2-1 関連計画との整合性

新庁舎建設にあたっては、次に示す関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合を図る必要があります。

#### (1) 夕張市財政再生計画

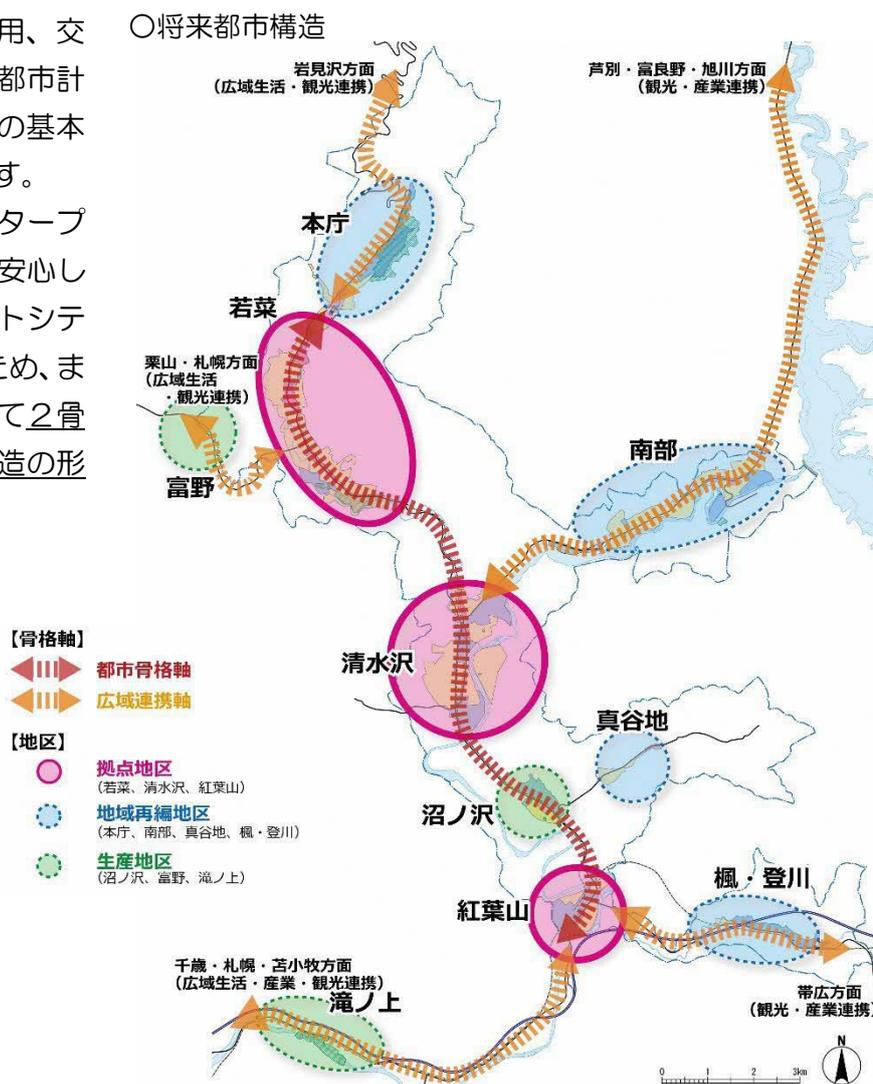
本市は現在、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）で定めるところの財政再生団体であり、夕張市財政再生計画は夕張市の最上位計画です。

夕張市財政再生計画では、歳入の確保や歳出の削減への徹底した取り組みを基本として財政の再建を図りながら、計画期間が終了した後も夕張市が持続的に存立・発展していけるよう、計画期間終了後を見据えた取り組みも行うとしています。

#### (2) 夕張市まちづくりマスタープラン（都市計画マスタープラン）

概ね20年後の長期的な将来都市像を見据え、土地利用、交通、防災、都市施設などの都市計画に関わる分野についての基本的な方針を定めたものです。

夕張市まちづくりマスタープランでは、まちの将来像「安心して暮らすコンパクトシティゆーばり」を実現するため、まちづくりの基本方針として2層格軸3拠点による都市構造の形成を目指しています。



### (3) 夕張市立地適正化計画

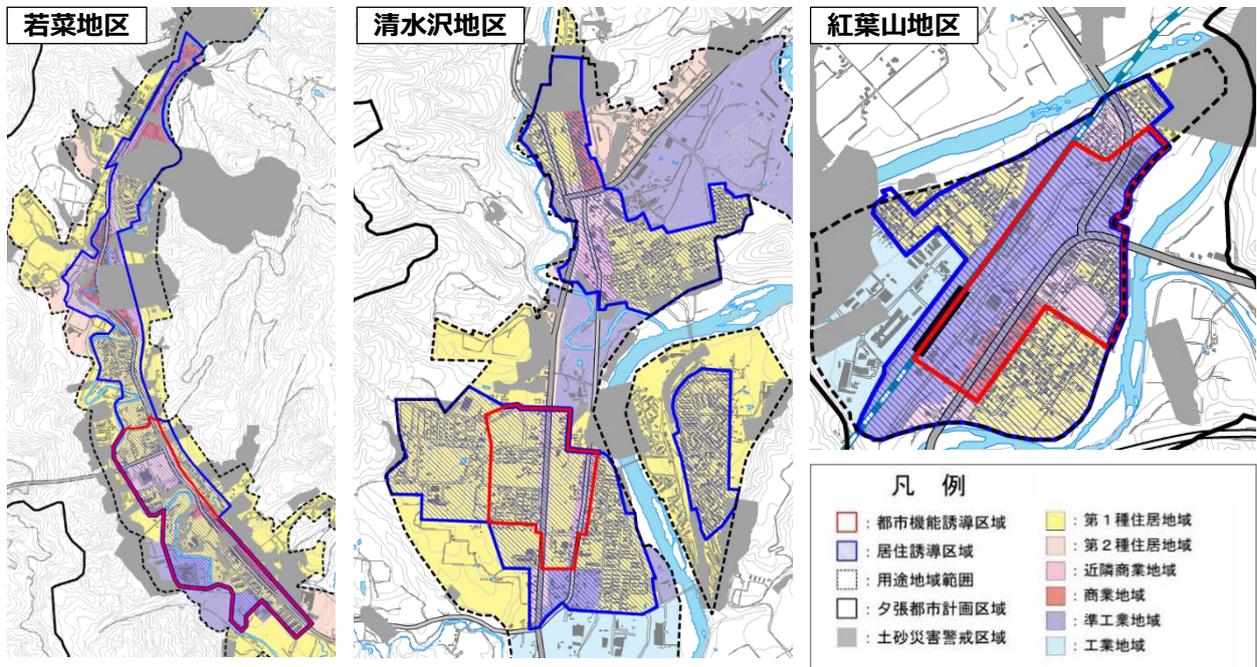
住居や都市機能の立地誘導、公共交通の充実などにより、持続的でコンパクトなまちづくりを進めるための指針として策定したものです。

夕張市立地適正化計画では、都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより各種サービスの効率的な提供を図る区域として、都市機能誘導区域を設定しており、現庁舎が都市機能誘導区域外に立地していること、災害の危険が大きいエリアに立地していることから、市役所建替え等の検討においては、都市機能誘導区域内への立地を検討としていきます。

#### ○都市機能誘導区域・居住誘導区域

※都市機能誘導区域とは…都市機能（下記に示す誘導施設）の誘導を図る区域

※居住誘導区域とは…新たな居住の誘導を図り、将来的にも一定の人口密度を維持する区域



#### (4) 夕張市コンパクトシティ構想

夕張市まちづくりマスタープラン及び夕張市立地適正化計画の実行計画として、「若菜・清水沢・紅葉山」を生活利便性の高い拠点とするため、公共施設の再編による拠点形成の具体化や、生活環境に応じた居住の充実に向けた方策を示したものです。

夕張市コンパクトシティ構想では、清水沢地区の目標として設定した「人を誘いにぎわいがある都市拠点」を実現するため、りすた周辺に商業等の民間施設、市役所等の公共施設を誘導することなどを拠点化の方策としています。

#### ○清水沢地区の拠点化方策



### **(5) 夕張市地域防災計画**

災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、本市をはじめ防災関係機関がその機能のすべてをあげて、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するために定めたものです。

夕張市地域防災計画では、災害対策本部を市庁舎内に設置するとしています。

### **(6) 夕張市強靱化計画**

自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、大規模自然災害から市民の生命・財産と夕張市の社会経済システムを守り、持続的な成長を実現するために必要であるとの基本認識のもと、事前防災及び減災に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

夕張市強靱化計画では、大規模自然災害発生時に行政機能の大幅な低下を避けるための指標として、災害対策本部を設置する市役所の耐震化を設定しています。

### **(7) 夕張市公共施設等総合管理計画**

本市が保有している公共施設等の状況を全体的に把握し、長期的な視点に立って公共施設等の最適な配置や維持管理等に関する基本的な方針を定めたものです。

夕張市公共施設等総合管理計画では、市庁舎をはじめとした行政系施設は、市民に対する行政サービスを展開する施設であるとともに、災害時等における防災に関する機能も有する施設であることから、災害の危険性を回避し、災害時等においてもその機能が発揮され、役割を果たすことができるよう、耐震化及び老朽化の対策を早期に講じるとしています。

## 2-2 新庁舎に求められる役割

---

### 夕張市存立・発展を支える拠点

財政再生団体である本市が、財政再生計画の計画期間が終了した後も持続的に存立し発展していけるよう、将来を見据えた取り組みを行っていく必要があります。

今後、さらに人口減少が進み、行財政能力に限られる中であっても持続可能な形で行政サービスを提供し続け、市民の暮らしを守っていくことが、市役所の重要な使命であり、新庁舎はその拠点となるものです。

そこで、先に挙げた関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合を考慮したうえで、新庁舎に求められる役割について整理します。

### (1) 防災拠点

市民の安全・安心を確保するため、災害時には災害対策本部としての役割を果たすほか、救援活動や復旧・復興活動の拠点となるなど、市民の生命と財産を守る拠点としての役割が求められます。

### (2) 行政サービスの提供

市民生活に直結するあらゆるサービスを提供する場であることから、来庁するすべての人にとって利用しやすく、わかりやすいことが求められます。また、様々な行政情報を取り扱うことから、情報の保護や防犯などのセキュリティ対策が求められます。

また、市民サービスや行政事務に情報通信技術を導入することで、市民の利便性の向上や業務の効率化を図るなど、急速に進展する情報化による社会の変化に対応した行政サービスの提供が求められます。

### (3) まちづくりの拠点

生活利便性が高く賑わいがある都市拠点形成の中核を担うとともに、夕張の恵まれた自然環境や景観を保全して次世代へ継承していくなど、未来にわたってまちづくりの核となることが求められます。

## 2-3 新庁舎建設の基本方針

---

新庁舎建設にあたっては、新庁舎が求められる役割を踏まえ、夕張市まちづくりマスタープランに掲げるまちの将来像「安心して幸せに暮らすコンパクトシティゆうばり」の実現に向けたまちづくりの拠点として、その役割が発揮できる庁舎づくりを進めていく必要があります。

また、夕張市まちづくりマスタープラン等の実行計画として策定した「夕張市コンパクトシティ構想」など、関連計画に盛り込まれた方向性や施策との整合を図りながら、防災拠点としての機能強化を念頭に、現庁舎が抱える課題を解決し、市民の利便性や快適性の向上を図り、効率的な行政運営等による質の高い市民サービスが提供できる庁舎を目指す必要があります。

これらを踏まえ、新庁舎建設の基本方針を次のように設定します。

### 基本方針

- (1) 防災拠点機能を備えた災害に強い庁舎
- (2) 人にやさしく利用しやすい庁舎
- (3) 経済的で環境にやさしい庁舎
- (4) 機能的で柔軟性のある庁舎
- (5) 持続可能なまちづくりの中核となる庁舎

#### **(1) 防災拠点機能を備えた災害に強い庁舎**

- 耐震性、安全性に優れ、災害時にも業務が継続できる性能を備えた、災害に強い庁舎であること。
- 災害時に災害対策本部としての機能を発揮し、救援活動や復旧・復興活動の拠点として迅速な対応ができる庁舎であること。

#### **(2) 人にやさしく利用しやすい庁舎**

- バリアフリーやユニバーサルデザインの視点を取り入れ、すべての人が利用しやすい庁舎であること。
- プライバシーに配慮した相談しやすい環境が整えられた庁舎であること。
- スムーズに適切なサービスが受けられる、便利で快適な庁舎であること。

#### **(3) 経済的で環境にやさしい庁舎**

- メンテナンスが容易で、将来にわたる維持管理コストを抑えた、シンプルで経済的な庁舎であること。
- 省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用など、環境負荷の低減に配慮した庁舎であること。

#### **(4) 機能的で柔軟性のある庁舎**

- 社会情勢の変化や多様化する行政需要に容易に対応することができる、機能的で柔軟性のある庁舎であること。
- 急速に進展する情報化社会において、高度な情報セキュリティ機能を備え、今後の更なる情報化に対応できる庁舎であること。

#### **(5) 持続可能なまちづくりの中核となる庁舎**

- タ張の存立と発展を象徴するランドマークとして、まちづくりの核として、周辺の施設と一体となった都市拠点形成の取組みに寄与する、まちに活気を与える庁舎であること。
- タ張の恵まれた自然環境と調和し、人と自然が心地よくつながる、景観を活かした庁舎であること。

## 2-4 新庁舎に求められる機能

---

市庁舎に求められる機能は、防災意識や環境意識の高まり、急速な高齢化の進展や高度情報化など、時代の移り変わりとともに変化しており、今後さらに多様化する行政需要に対応できる庁舎である必要があります。

新庁舎建設に着手するにあたり、新庁舎に求められる機能を整理します。

### (1) 防災拠点機能

災害発生時に災害対策本部としての機能を十分発揮できるよう、災害対応や救援活動、復旧・復興活動の拠点としての機能強化を図るとともに、行政機能の継続性を確保するための防災機能を整備します。

- ・大規模地震発生時においても建物への被害を最小限にとどめ、防災拠点としての機能を確実に果たすために、高い耐震性能を有する構造とします。
- ・災害時における迅速な情報の収集や発信、関係機関との連携に必要な機能を備えた会議室を設置します。なお、平常時には通常の会議室として利用できるよう整備します。
- ・停電時においても災害対策本部機能を含む行政機能を一定期間保つため、外部からの供給なしで非常用電源を稼働できる環境を整備します。
- ・周辺住民の一時避難や救援物資の受け入れなど、災害時において庁舎スペースや屋外スペースを柔軟に転用できるよう検討します。

### (2) 窓口サービス機能

様々な行政サービスを提供する市庁舎にとって、窓口サービスは最も重要なところです。手続きのわかりにくさや、利用の際の不便さから生じる不安を解消するため、機能面に加え対応面でのサービス向上を図り、人と人がつながる心地よい空間を目指します。

- ・市民利用の多い行政窓口はできるだけ集約し、関連部署を接近させるなど、市民目線の窓口配置の在り方を検討します。
- ・案内表示の工夫や動線に配慮した待合スペースの設置、プライバシーに配慮した相談しやすい窓口カウンターや相談室を適切に配置します。
- ・心地よい窓口対応への取り組みを進め、窓口利用者の満足度向上を図ります。

### (3) バリアフリー・ユニバーサルデザイン

来庁者が目的の場所にスムーズに行ける仕組みづくりや、すべての人にとって利用しやすく、わかりやすい庁舎とします。

- ・誰もが分かりやすく、使いやすい配置とし、表示の大きさや設置場所、配色に配慮した案内表示の導入を検討します。
- ・出入口や通路などの段差をなくし、車いす利用者や高齢者、ベビーカーの利用者などが安全に移動できる、ゆとりのある通路幅を確保します。また、上下階への移動が容易となるよう、エレベーターを設置します。

#### (4) 行政事務機能

社会情勢の変化や多様化する行政需要に柔軟に対応し、効率的、効果的に業務を推進できるよう、壁や間仕切りの無いオープンフロア<sup>※3</sup>を基本とします。

- ・執務スペースと来庁者スペースを明確に区分し、窓口カウンターは個人情報の保護に配慮した配置とします。
- ・会議室は、会議形態、利用人数に合わせて柔軟に対応できるよう、可動間仕切りを採用します。また、会議で使用するモニター等電子機器類やICT環境の整備を検討します。
- ・床下に電源や通信用の配線、空調設備などの機器を収納することができるフリーアクセスフロア<sup>※4</sup>の採用を検討するなど、レイアウトの自由度が高く、将来の組織体制の変化に対応できるように整備します。
- ・各フロアで日常的に必要な打合せ・作業スペースを適切に確保します。
- ・増え続ける行政文書に対して、ファイリングシステムの導入や文書の電子化、電子決裁の導入を検討し、保管文書のスリム化と書庫スペースの効率化を図ります。
- ・職員が健康を維持し、職務を円滑に進めるため、更衣室や休憩室を配置するなど、働きやすく事務に集中できる環境を整えます。

#### (5) 省エネルギー・環境負荷低減機能

環境への負荷をできるだけ低減していくために、省エネルギー化や再生可能エネルギーの活用など、地球環境に配慮した庁舎を目指します。

- ・自然採光や自然通風の有効活用、建物の高断熱化、エネルギー効率の高い設備やシステムの導入により、エネルギー消費量の削減を図ります。
- ・消費電力や冷暖房負荷が低減できるよう、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入について、運用コストを踏まえた検討を行います。
- ・新庁舎建設から運用、廃棄に至るまでの、建物のライフサイクル<sup>※5</sup>を通じて環境への負荷を低減します。

#### (6) 維持管理機能

長寿命の庁舎が実現できる建築構造を検討するとともに、将来にわたる維持管理コストを最小限に抑え、設備の保全や更新なども効率よく柔軟に対応できるよう整備します。

- ・庁舎は華美なものとしせず、採用する素材は極力汎用性の高いものとするなど、将来を見据えて耐久性やメンテナンス性に優れた維持管理しやすいものとします。
- ・配管、配線、ダクトスペースは、点検や修繕が容易に行えるように設置します。また、冷暖房、給排水、電気設備については、系統分けすることにより、効率よく柔軟に対応できるよう整備します。

---

※3 【オープンフロア】 オフィスに間仕切りを設けず、全体の見通しが良くすることで、顔を合わせてコミュニケーションが取りやすいオフィスの型式。

※4 【フリーアクセスフロア】 オフィス等の床下に電気配線やネットワーク配線の配置のために空間を設け、二重床の型式とすること。

※5 【ライフサイクル】 ここでは建物を建設、維持管理・運用、解体・廃棄に至る過程のこと。

- ・建築費用からメンテナンス、廃棄時の費用までのライフサイクルコスト<sup>※6</sup>を考慮しながら検討します。

### (7) 防犯・セキュリティ機能

庁舎内では個人情報や行政情報など多くの重要な情報を取り扱うことから、情報の保護や防犯などのセキュリティ対策を適切に行う必要があります。

- ・個人情報や行政情報の保護の観点から、来庁者の立ち入り可能なエリアを明確にするとともに、高い機密性が求められる場所には特定の職員のみが入室できるようにするなど、効果的なセキュリティ対策を講じます。
- ・防犯上の観点から、プライバシーに配慮しつつも見通しの良い庁舎空間とし、来庁者及び職員の安全を確保します。

### (8) 情報通信技術（ICT）機能

市民等へ提供するサービスや行政事務にICT機能を導入し、利便性の向上や業務の効率化を推進します。また、将来のICTの進展に柔軟に対応するため、情報システムの更新に対応できる庁舎とします。

- ・ICT機能を活用した窓口申請の手続きが実現できる環境を整備します。
- ・執務室や会議室に無線LANを採用するなど、ICTへの対応を検討します。
- ・会議や打合せなどにICT機能を導入し、ペーパーレス化を図るとともに、業務の効率化を推進します。
- ・電子機器を使用した会議運用を可能とするため、主要な会議室にはスクリーンやモニターなどを設置します。
- ・フリーアクセスフロアの採用を検討するなど、将来のICTの進展に対応できる環境を整備します。

### (9) 議会機能

市政の重要事項を審議決定する議決機関として、独立性に配慮するとともに、議会活動を効率的に行える配置や、市民に開かれた議会運営につながる施設とします。

また、議会の会議以外の会議利用や、関連諸室の配置等については、議会の意向も踏まえた上で検討を行います。

### (10) まちづくり関連機能

急速に人口減少・少子高齢化が進む中であっても、夕張市が持続的に存立し発展し続けるために、まちづくりに寄与する、まちづくりの核となる庁舎を目指します。

- ・待合ロビーとの併用などにより、行政情報、イベント・特産品関連情報のほか、夕張の歴史や文化といった、市の魅力をPRできるような情報発信スペースの設置を検討します。
- ・まちづくりの核として周辺施設と連携し、まちの賑わい創出や交流・関係人口の拡大に

---

<sup>※6</sup>【ライフサイクルコスト】ここでは建物の建設、維持管理、改修、解体、廃棄に至る過程の中で発生する生涯費用のこと。

寄与する、夕張に人を誘うきっかけとなる庁舎を目指します。

- 恵まれた自然環境を活かした、庁舎と一体となった広場機能（平常時の憩いの空間の創出、災害時の防災広場としての活用）の設置を検討します。

#### **(11) 施設の複合化の検討**

現庁舎には現在、指定管理により市の業務を請け負っている企業や金融機関などが入居しています。新庁舎の建設のあたっては、行政機能のほか、市民の利便性や建設候補地における周辺施設との連携なども考慮したうえで、機能の複合化や土地活用を含めた検討を行います。

## 第3章 新庁舎の規模と整備地区

### 3-1 新庁舎の規模

新庁舎に必要な面積・規模を算定するとともに、駐車場の規模についても検討を進め、コンパクトな庁舎の実現を目指します。

#### (1) 職員数

人口減少による業務量の減少が見込まれる一方、地方分権の推進や、市民ニーズの多様化に伴う自治体業務の複雑化・専門化といった現状を踏まえると、人口減少に比例して職員数を大きく減少させていくことは難しいと考えられます。

こうした状況を踏まえ、新庁舎に配置する職員数については、当面現在の職員数を維持するものと想定し、特別職3人（市長・副市長・教育長）を除いた159人とします。

#### ○職員数（令和4年4月1日現在）

区分	特別職	課長職	主幹職	係長職	主査職	一般職	計	再任用	会計年度任用	合計
市長・副市長	2						2			2
総務課		1	1	2		6	10		19	29
地域振興課		1	3	3		7	14			14
財政課		1	1	1		3	6	1		7
税務課		1		2		7	10	2		12
建設課		1	2	2		6	11			11
土木水道課		2	3	2	2	3	12	1		13
市民課 (りすた)		1	2 (1)	2	1 (1)	9 (1)	15 (3)	2 (1)	1 (1)	18 (5)
保健福祉課		1	2	3	3	8	17			17
生活福祉課 (りすた)		1	2 (1)	2 (1)		10 (2)	15 (4)	1		16 (4)
出納室		1				1	2	1		3
教育課 (りすた)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)		6 (6)	10 (10)	1 (1)	5 (5)	16 (16)
議会事務局		1				2	3			3
監査事務局			1				1			1
合計 (りすた)	3 (1)	13 (1)	18 (3)	20 (2)	6 (1)	68 (9)	128 (17)	9 (2)	25 (6)	162 (25)

注) カッコ内りすた職員数は内数

## (2) 新庁舎の面積算定

新庁舎の面積は、災害対策や利用者の利便性向上、高度情報化やバリアフリー化への対応などといった、現庁舎で課題となっている機能を確認することを前提に検討しますが、一方で、将来に過度な負担を残すことがないように、必要機能を効率よく配置し、必要最小限のできるだけコンパクトな庁舎の実現を目指します。

## (3) 駐車場の規模

### ① 来庁者駐車場

現在の来庁者駐車場は、本庁舎横に96台分を用意していますが、職員駐車場を兼ねており、実際に来庁者が使用できるのは50台程度となっています。しかし、冬期間は一部が堆雪スペースとなるため、来庁者が使用できるのは25台程度となります。

冬期間において各種申請時期や会議等が重なった場合には、駐車スペースが不足することも見られますが、頻繁に不足する状況ではありません。

今後も人口減少が見込まれますが、一方で、自動車で来庁する高齢者や障がい者、子育て世代の来庁者に配慮したゆとりのある駐車場であることや、災害発生時には災害応急対応スペースとして活用することなども考慮する必要があります。

冬期間の堆雪スペースの確保も考慮し、来庁者駐車場については、現状と同程度の50台程度のスペースを確保することを基本に検討を行います。

### ② 公用車駐車場（車庫）

現在、市所管の公用車は、リース車両を含め28台となっています。（除雪車両などの大型車は除く）。また、指定管理により庁舎内で市の業務を請け負っている企業の社用車を含めると35台となります。

これらの状況を考慮し、公用車駐車場（車庫）については現状の車両台数である35台程度を想定します。

### ③ 職員駐車場

職員駐車場は、来庁者駐車場との兼用や旧市民会館前などを含め107台分のスペースを確保していますが、駐車できずに近隣の市有地等に駐車している車両が15台程度あります。

想定職員数を現在と同様としていることから、職員駐車場については120台程度のスペースを確保することを検討します。

## 3-2 新庁舎の整備地区

---

庁舎の整備地区については、防災性の観点、市民の利便性、まちづくりとの整合性といった視点から検討する必要があります。

### (1) 整備地区の考え方

#### ① 防災性の観点

市庁舎は、災害時には災害対策本部が設置されるなど、防災拠点としての機能を果たすことが求められます。あらゆる災害下においても防災拠点機能を維持していくためには、庁舎自体が災害に強いことはもちろん、可能な限り災害の危険が少ない地区に整備することが望ましいと言えます。

#### ② 市民の利便性（アクセス性）

市庁舎は市民の利用を主な目的とする施設であり、庁舎の位置については、地方自治法第4条第2項に「事務所の位置を定め又はこれを変更するにあたっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」と規定されています。

したがって市庁舎は、各地区からのアクセスが容易となるよう市の中央部に位置すること、交通拠点からのアクセスが良いこと、市民の利用が多い他の公共施設や商業施設に近いことなど、市民の利便性を考慮する必要があります。

#### ③ まちづくりとの整合性

市庁舎はまちづくりの中核となる施設であり、都市機能の維持・増進に著しく寄与するものです。したがって、都市計画の基本的な方針である夕張市まちづくりマスタープランのほか、市全体の都市機能等を誘導し持続的でコンパクトなまちづくりを進めていくための指針である夕張市立地適正化計画との整合性を踏まえた地区への整備が求められます。

地方自治法（昭和22年法律第67号） 抜粋

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

## (2) 新庁舎の整備地区

現庁舎は土砂災害警戒区域内に立地しており、災害リスクを排除するのは困難です。また周辺にも土砂災害警戒区域等に指定されたエリアが非常に多く、現庁舎はそれら災害危険性の高いエリアに囲まれた位置に立地しております。

防災拠点となるべき庁舎は、自然災害等が想定されないエリアへの立地が望ましいですが、現状では、庁舎が直接土砂災害に遭うことや、それを免れた場合であっても、庁舎周辺での土砂災害により職員の参集が困難となることなどが考えられ、防災拠点としての役割を十分に果たせないおそれがあります。

夕張市まちづくりマスタープランや夕張市立地適正化計画においても、災害時における行政機能の維持・継続への懸念から、災害の危険が大きいエリアに立地している現庁舎については、今後の建替え等の検討において適切な立地を検討するとしています。

したがって、建替えを行う場合の庁舎の立地については、防災性の観点から現地区からの移転とします。

### 方針：現地区からの『移転』

本市では、夕張市まちづくりマスタープランなど、まちづくりに関連する各種計画に基づき、人口減少が進行する中であっても生活利便性の高い拠点を形成することで都市機能を維持し、将来にわたって住み続けられる持続可能なまちづくりを進めています。

このような方針のもと、本市の都市拠点としてさらに強化する地区と位置付けた清水沢地区では、住環境の整備、拠点複合施設「りすた」や認定こども園「ゆうばり丘の上こども園」の整備など、本市の都市拠点として暮らしやすい生活環境を整備してきました。

この地区に、市民の生活や安全に直結する様々な機能を有する市庁舎を加えることは、生活利便性の高い拠点を形成するうえでも、その果たす役割は大きいと言えます。

また、清水沢地区は、本市の中央部に位置し、各地区からのアクセスが容易で利便性が高い地区です。

したがって、本市がこれまで実施してきた都市拠点形成の取り組みや、利便性（アクセス性）の観点から、庁舎の整備地区については「清水沢地区」とします。

### 方針：移転先は『清水沢地区』

### (3) 新庁舎建設候補地の抽出

清水沢地区内（清水沢、清栄町、宮前町、清陵町、南清水沢）での建設候補地の抽出にあたっては、整備地区の考え方と同様、以下の項目により比較検討を行いました。

－ 市庁舎建設候補地区選定の観点 －

①防災性の観点

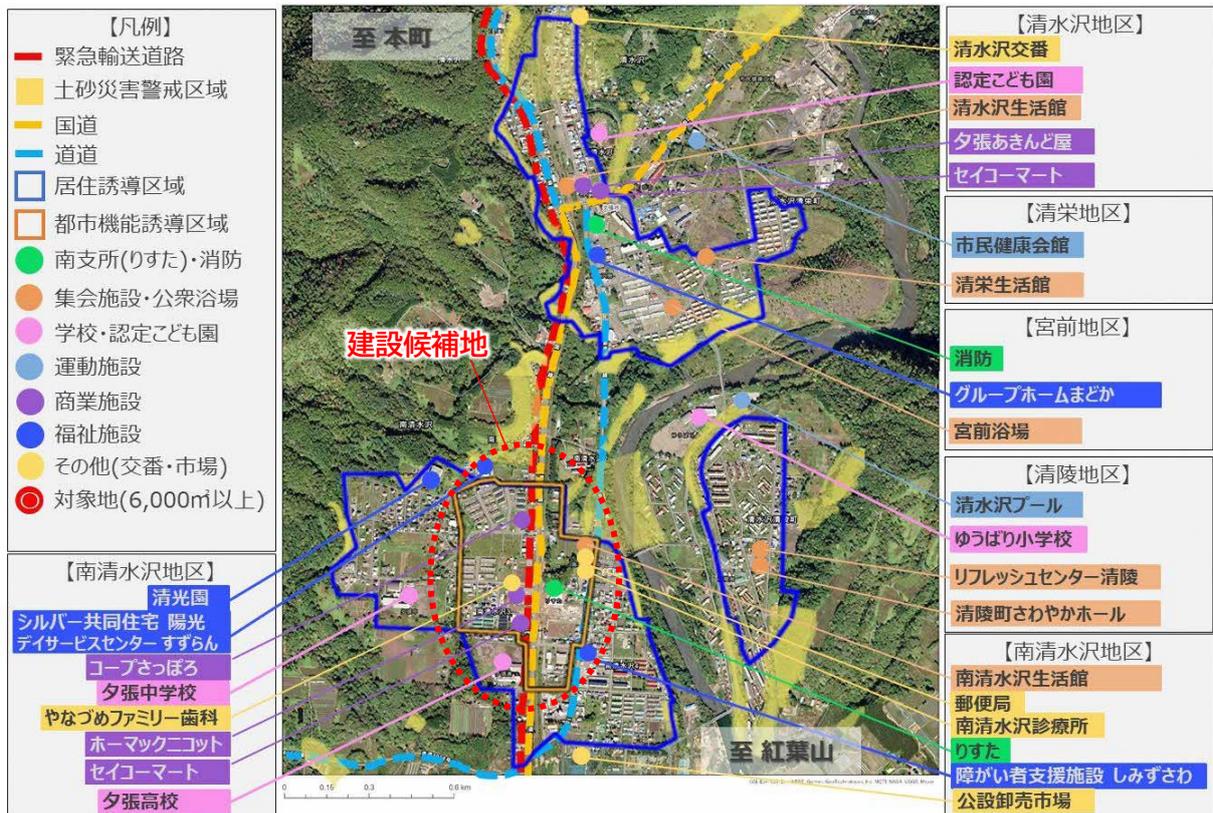
- ・緊急輸送道路に近接していることが望ましい。
- ・土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

②利便性(アクセス性)の観点

- ・主要幹線道路に近接していることが望ましい。

③まちづくりの観点

- ・居住誘導区域内であることが望ましい。
- ・都市機能誘導区域内であることが望ましい。
- ・多くの都市機能施設に近接していることが望ましい。
- ・多くの公共施設に近接していることが望ましい。



これらの観点から、新庁舎の建設候補地については『南清水沢』が適していると考えられます。

**方針：建設候補地は『南清水沢』**

具体的な建設候補地については、拠点複合施設「りすた」との連携・協調や、新庁舎周辺で都市機能・居住の立地を効果的に波及・連鎖でき、拠点の形成やにぎわい創出に寄与できる整備が可能となるよう、『りすた北側の敷地を最適地』として検討を進めていきます。

### 具体的な建設候補地選定の観点

- 新庁舎と拠点複合施設「りすた」との連携・協調
- 新庁舎周辺で都市機能や居住の立地を波及・連鎖



### 建設候補地(敷地)の特性

- ・国道からのアプローチがしやすい
- ・敷地にゆとりがあるため、建築等の設計の自由度が高い
- ・市民利用が多い窓口等を1階ワンフロアで配置が可能
- ・除排雪の効率性が良く、堆雪スペースも確保しやすい
- ・周囲の自然環境を活かした整備が可能 など

#### **(4) 現庁舎が立地する本庁地区における今後のまちづくり**

現庁舎が立地する本庁地区の人口は、2040年には現在の半数以下になることが予測されています。こうした中であっても安心して幸せに暮らすことができるよう、地域との対話を重ねながら、次のような取り組みを進めていきます。

- 生活不安の解消
- 生活サービス水準低下の防止
- 住環境の維持・確保

新庁舎整備による拠点形成の取り組みと連動しながら、庁舎機能の在り方について検討し、可能な限り夕張に住み続けられる取り組みを進めます。

また、関連計画と連携しながら、地域固有の資源を積極的に活用し、地区の価値を維持・発展する取り組みを進めます。

## 第4章 新庁舎建設の事業計画

### 4-1 事業手法

事業手法については、市が設計、施工業務を自ら発注し、維持管理を行う行政主体の**従来方式**（設計・施工分離発注方式）や**DB方式**（設計・施工一括発注方式（Design Build））のほか、設計・施工から維持管理・運営に至るまで民間の活力を最大限に活用した**PFI方式**（Private Finance Initiative）、民間事業者が設計・施工をした施設を借り上げる**リース方式**など、民間主体の手法を取り入れた事例が見られるようになってきました。

各事業手法のメリット・デメリットを勘案するとともに、国の支援制度の動向や市の財政状況を見極めながら、今後策定する基本計画の段階において、事業手法を確定していきます。

#### ○事業手法の概要

事業主体	行政主体		民間主体	
	従来方式 (設計・施工分離発注方式)	DB方式 (設計・施工一括発注方式)	PFI方式	リース方式
概要	従来から行われてきた発注方式で、市が設計、施工及び維持管理まで全ての工程を管理。市が資金調達し、設計、施工、維持管理を業務ごとに個別に発注。	市が設計、施工及び維持管理まで全ての工程を管理。市が資金調達し、民間事業者に設計、施工を一括発注。 (Design Build)	PFI法に基づき、民間事業者に資金調達、設計、維持管理、運営を一括で発注する事業方式。 (Private Finance Initiative)	民間事業者の資金で設計、建設し、民間事業者が建物を所有。市が民事業者とリース契約を締結し、事業期間中、リース料を支払う。
メリット	各業務を個別に発注するため、段階に応じて柔軟な業務発注等が可能。	設計者と施工者が同じであることから、設計段階から施工を見据えた効率的、効果的な設計、施工が見込める。 設計段階から施工準備が可能で、全体工期を圧縮することが可能。	民間のノウハウ、技術力、経営力が発揮されることにより、コスト削減が期待できる。 市の初期投資の資金負担が少なく、財政負担が平準化される。	民間のノウハウ、技術力、経営力が発揮されることにより、コスト削減が期待できる。 市の建設事業費を必要とせず、財政負担が平準化される。
デメリット	設計、施工の事業者をそれぞれ別々に選定するため、他の手法に比べ事業期間が長くなる。 各業務を個別に発注するため、コスト削減効果が少ない。	事業公募前に要求水準書を取りまとめる必要がある。 地元企業の参入が図られにくい面がある。 (ただしJVでの参画は可能と想定)	庁舎では民間経営が可能な空間や業務が少なく、経営利益の還元は限定的である。 地元企業の参入が図られにくい面がある。 (ただしJVでの参画は可能と想定)	設計や採算上の制約から、市の意向反映が制限されることが懸念される。 地元企業の参入が図られにくい面がある。 (ただしJVでの参画は可能と想定)

## 4-2 概算事業費

### (1) 事業費の算定

新庁舎の建設にあたっては、多様化する行政需要に対応できる機能を備える必要がある一方で、新庁舎の建設が将来の財政運営に及ぼす影響を抑えるため、華美な要素を排除し、機能性と効率性を重視して建設に要する費用の抑制に努め、将来世代への負担を可能な限り小さくしていく必要があります。

また、建設工事に要する費用だけではなく、将来にわたるランニングコストも踏まえた経済性なども十分考慮しなければなりません。

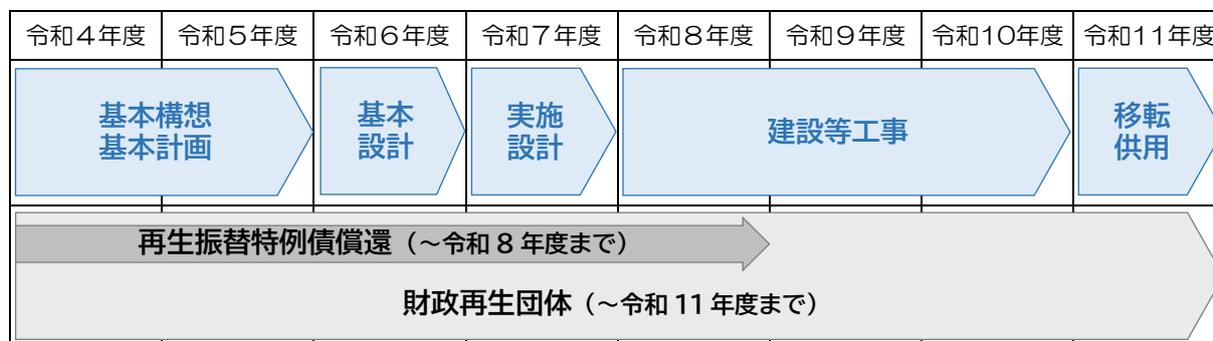
耐震化を図るための手法を検討するにあたり、概算的な事業費を算出していますが、具体的な事業費については、今後策定する基本計画及び基本設計の段階において、新庁舎の規模や事業手法に決定に伴い、詳細に算出していきます。

### (2) 財源

「緊急防災・減災事業債」など有利な起債制度や国の各種補助・交付金制度（都市構造再編集中支援事業（国土交通省）、レジリエンス強化型 ZEB 実証事業（環境省）など）について情報収集を行い、積極的な活用を目指します。

## 4-3 事業スケジュール

事業手法は今後検討を行うことから、選択する事業手法によっては事業スケジュールが前後しますが、従来方式により整備する場合は、下に示すスケジュールが想定されます。



---

## 夕張市庁舎建設基本構想

令和5年11月

夕張市建設課

〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

TEL 0123-57-7058

---